



速報

性的暴行およびセクハラの申し立てに対する仲裁解決の強制、および集団訴訟参加権の放棄を禁止する新法

2022年2月23日

ハイライト

先ごろ可決された、セクハラや性的暴行の申し立てに対する仲裁による解決の強制を禁じる法律は、近くバイデン大統領の署名が見込まれる。

過去に締結された、仲裁による解決を義務付ける契約は無効となる。

雇用主は、この新しい法律に準拠すべく、契約の確認および変更が必要となる

米国議会は、性的暴行やセクハラ申し立てについて、契約による仲裁解決の強制を禁じる法案を可決した。Ending Forced Arbitration of Sexual Assault and Sexual Harassment Act (性的暴行およびセクシャルハラスメントの仲裁強制禁止法)は、先ごろ超党派の広い支持を得て米国上院を通過した。近くバイデン大統領が法律に署名するものと見込まれている。

この法律は、性的暴行またはセクハラに関連する申し立てが連邦法、州法、部族法のいずれに従って提出されたかに関わらず、仲裁解決の強制を禁止する。また、そのような申し立てに基づいて集団訴訟が提起された場合に、従業員が当該集団訴訟に参加する権利を放棄する契約も無効となる。

詳細は[英語版](#)をご覧ください。

弁護士等



山本真理
パートナー
シカゴ

P 312-214-8335
F 312-759-5646
mari.regnier@btlaw.com



前田千尋
オブ・カウンセル
シカゴ

P 312-214-2107
F 312-759-5646
chihiro.maeda@btlaw.com

関連分野

労働雇用法

©2022 Barnes & Thornburg LLP. All Rights Reserved. 書面による許可なく複製することを禁止します。

本ニュースレターは、法律の最新情報、動向をご案内するものであり、いかなる場合も法務サービス、法務アドバイスの意味を持つものではありません。本ニュースレターは、一般的な案内目的でのみ配布されるものですので、個々の問題については弁護士までご相談下さい。